第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 1 老人保健対策
 - (1) 概要

昭和58年2月1日から老人保健法が施行された。この制度のねらいは,疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し,予防から医療,機能訓練等に至る総合的,一体的な保健医療施策を行うとともに,老人医療費を 国民皆で公平に負担することにある。

整備計画地域の施設配置構想

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 1 老人保健対策
 - (2) 医療等

老人保健法による医療等は,70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者で一定の障害を有することを市町村長により認定された者を対象として行われ,その費用は,国民皆が公平に負担する見地から,老人の一部負担を除いた額について国が20%,都道府県及び市町村がそれぞれ5%負担し,残りの70%は医療保険各制度の保険者が拠出することになっている。

老人保健事業の概要(体系図)

第 || -1-1表 国民医療費と老人医療費の推移

年度	国民医療費		老人医療費		国民医療費に占める老	老人医療受給 対 象 者 数		1人当たり 老人医療費	
		伸率		伸率	人医療費の 割合	12	伸率		伸率
昭和	億円	.%	億円	%	%	千人	%	千円	%
48	39,496	16.2	4,289	-	10.9	4,237	-	101	_
49	53,786	36.2	6,652	55.1	12.4	4,493	6.0	148	46.3
50	64,779	20.4	8,666	30.3	13.4	4,700	4.6	184	24.5
51	76,684	18.4	10,780	24.4	14.1	4,894	4.1	220	19.5
52	85,686	11.7	12,872	19.4	15.0	5,146	5.1	250	13.6
53	100,042	16.8	15,948	23.9	15.9	5,408	5.1	295	17.9
54	109,510	9.5	18,503	16.0	16.9	5,675	4.9	326	10.6
55	119,805	9.4	21,269	14.9	17.8	5,907	4.1	360	10.4
56	128,709	7.4	24,281	14.2	18.9	6,158	4.3	394	9.5
57	138,659	7.7	27,487	9 -	19.8	6,465	5.0	425	7.8
58	145,438	4.9	33,185	-	22.8	7,491	15.9	443	4.2
59	150,932	3.8	36,098	8.8	23.9	7,823	4.4	461	4.2
60	160,159	6.1	40,673	12.7	25.4	8,157	4.3	499	8.1
61	170,690	6.6	44,377	9.1	26.0	8,484	4.0	523	4.9
62	180,759	5.9	48,309	8.9	26.7	8,805	3.8	549	4.9

第11-1-1表 国民医療費と老人医療費の推移

- (注) 1.58年1月以前は老人医療費支給制度の対象者に係るものである。
 - 2.58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 - 3.58年度の老人医療費については、老人保健制度の創設に伴い、対象者が 増加(健保本人及び所得制限該当者)しているため、前年度とは単純に比較 できない点に留意する必要がある。

資料:厚生省大臣官房老人保健福祉部調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 1 老人保健対策
 - (3) 保健事業第2次5か年計画
- 1. 計画期間昭和62年度~平成3年度
- 2. 長期的目標
- 3. 重点事項
 - 1) 日常生活における健康な生活習慣の確立を支援する保健事業を推進し,特に老人に対しては地域や家庭でのケアの支援を目指すきめ細かな事業を実施する体制の確立。
 - 2) 循環器疾患,肝疾患対策の強化,肺がん,乳がん検診の導入等魅力ある健診づくりの推進。
 - 3) ねたきり老人,痴呆性老人対策の強化。
 - 4) 福祉サービス,医療サービス,職域保健サービスとの連携の強化。

5か年計画

対象疾病	期間	指標	目標
胃がん・子宮がん	昭和57~平成3年度	死亡率	30%減
肺がん・乳がん	62~ 3	早期のがんの発見割合	50%
心臓病	62~ 3	発病の危険性の高い者の把握割合	60%
脳 卒 中	57~ 3	発 生 率	50%減

医療等以外の保険事業の概要

医療等以外の保健事業の概要

	種	類	内容
健儿	表手的	長の交付	○記載内容健康診査の記録, 医療の受給資格, 医療の記録
健	康	教育	○保健学級等の開催(小冊子,ポスター,有線放送等の活用)○重点健康教育(肺がん予防,乳がん予防,ねたきり予防,歯)
健	康	相談	○健康相談室の開催○重点健康相談(病態別食生活、歯、老人)
機	能	加林	歩行・上肢機能等の基本動作訓練、食事・衣服の着脱等の 日常生活動作訓練、手工芸、レクリエーション及びスポーツ
訪	間	指導	家庭における看護方法、療養方法、日常生活動作訓練方法
	基本	健康診査	問診,身体計測,理学的検査,血圧測定,検尿,循環器検査,肝機能検査,貧血検査,血糖検査
健		訪 問健康診査	○基本健康診査に準ずる
康	が	胃がん検診	問診、胃部エックス線検査
脸	٨	子宮がん 検 診	○頸部検診(問診,視診,細胞診,内診)○体部検診(問診,細胞診)
査	検	肺がん検診	問診、胸部エックス線フィルム読影、喀痰細胞診
	脸	乳がん検診	問診、視診、触診

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 1 老人保健対策
 - (4) 老人保健施設

老人保健施設は,急激に増大すると予想されるねたきり等の要介護老人に対し,医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設として創設されたものであり,昭和63年4月から本格的実施されている。(平成元年12月末開設数212か所)

医療等以外の保健事業の概要

老人保健施設の概要

老人保健施設の概要

対 象 省	○病院の入院治療を終えて、病状の回復期・安定期にあるねたきり老人等○医療ケアが必要なため、在宅での療養が困難なねたきり老人等
サービスの内容	○入所サービス家庭復帰のためのリハビリテーション、 療養に必要な看護、介護を中心とした医 療ケアと日常生活サービス ○在宅サービス在宅のねたきり老人等のための短期入所 ケアやディ・ケア
施設・設備	○療養室(1室あたり定員4人以下、1人あたり8㎡以上)、 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等を設置○安心してゆったりと療養できる構造を確保
スタッフ	 ○医療ケアの必要性から医師を配置(100人に1人) ○手厚い看護、介護スタッフを配置(100人につき看護婦8人,介護職員20人を確保) ○リハビリテーションや家庭復帰の相談指導のための職員等も確保
費用負担	○老人医療受給対象者が施設を利用した場合に、定額の施設 療養費を支給(入所の場合、月額22万6,770円)○食費、理髪代、日常生活用品費等については、利用者負担
利用手統	○病院の入院手続きと同様に、医療受給者証で利用
整備	○医療法人、社会福祉法人、市町村等が、都道府県知事の許可により、設置、運営○平成2年度には,250か所分の施設整備費(89億円)を計上している。

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 2 老人福祉対策
 - (1) 在宅福祉対策

在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要	元年度予算	費用負担	備考
ホームヘルパー (訪問し介護を行う者) 派遣事業	ねたきり老人等で日常生活に支障がある者 に対し、家事、介護等を行うホームヘルパ ーを派遣する	ヘルバー数 31,405人	国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4 (国 1/2, 指定都市 1/2) 負担能力に応じた利用者 負担あり (1時間当たり0~650円)	・元年度において国庫補助率を1/3から1/2へ引き上げた。 ・またホームヘルパーの手当を大幅に引き上げた。 「介 護 中 心 型 2,398,472円(年額) 「家事援助中心型 1,610,981円(")
デイ・サービス事業 (日帰りで介護サー ビスを受ける事業)	虚弱老人等をデイ・サービスセンターに通所 させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサー ビスを提供するとともに、ねたきり老人等 の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービ スを提供する	箇所数 1,080か所	国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4 (国 1/2, 指定都市 1/2) 利用者負担…飲食材料費 等の実費	・元年度において、地域の多様なニーズに対応できる よう運営の多様化を図った。 (A型重介護型 (国庫補助基準額23百万円) B型現 行 型 (" 15百万円) C型軽介護型 (" 10百万円)
ショートステイ事業 (特別養護老人ホー ム等に短期滞在する 事業)	ねたきり老人等を介護する家族が疾病等に よって一時的に介護が困難になった場合に、 施設で短期間介護を行う		国 1/2、都道府県 1/4、 市町村 1/4 (国 1/2、指定都市 1/2) 利用者負担…飲食材料費 等の実費 (特別養護老人ホームで 一日当たり 1,890円)	習等を行う。
日常生活用具の給付 等事業	ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する	日常生活用具 13種目	国 1/3, 都道府県 1/3, 市町村 1/3 (国 1/3, 指定都市 2/3) 負担能力に応じた利用者 負担あり	○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアバット、便座(便器)、浴槽・湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消化器、入浴担架、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器】
高齢者サービス総合 調整推進事業	保健・医療・福祉の各施策の調整と総合的 推進を図る		国 1/2, 都道府県 (市) 1/2	・都道府県レベル…高齢者サービス総合調整推進会議 を設置 ・市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 2 老人福祉対策
 - (2) 施設福祉対策

施設福祉対策

			現状 (6	3.10. 1)	運営	費補助	
	施設名	事業の概要	施設数	定員(人)	围	県又は市	利用者負担
s	寺別養護老人ホ ーム	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害が あるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において これを受けることが困難な者を入所させて養護する	1,995	144,128	1/0	1/2	入所者本人又は扶養義務者 から、負担能力に応じて費 用徴収
3	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上もしくは精神上又は環境 上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受け ることが困難な者を入所させて養護する	945	68,156	1/2	1/2	4
	昼費老人ホーム	一定の所得以下の60歳以上の者等であって、家庭環境、 住宅事情等の理由により居宅において生活することが困 難な者を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を 供与する(利用者は契約により入所する)				ハウスについ うち事務費の	・生活費は本人負担 (A型、ケアハウスの事 務費については、所得に 応じて滅免あり)
	A 型	生活相談,緊急時の対応,給食,介護等のサービスを提供する	250	15,107	1/3	2/3	
	B 型	生活相談、緊急時の対応等のサービスを提供する(食事 については自炊)	38	1,810			
	ケアハウス (元年度創設)		(元年度 創設) 4	200	1/3	2/3	
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、給食その他日常生活上 の便宜を供与する	141	14,428	_		本人が全額負担
	シルバーハウジ ング	高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計の公営住宅等に おいて、生活援助員が必要に応じ生活指導、相談、安否 の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを 行う	計画策定簡序 昭和62年度 63 平成元年度	5 ケ所 7 ケ所	費について	員に係る経 ては、デイ・ 事業に計上	・家貨等一本人負担
Strategy of Species	老人福祉センタ 一	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康 の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便 宜を供与する	1,942				
Charles Contracted	老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等の ための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図るこ とを目的とする施設(老人福祉センターより小規模なもの)	4,026		*		
100000000000000000000000000000000000000	老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対して低廉 で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進 を図る	71				

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 2 老人福祉対策
 - (3) 社会活動促進対策

社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要	費用負担	備考
	高齢者の社会参加の促進を図り 生きがいと健康づくりを推進す る。	-	(参照P.241)
高齢者の生きがいと健康で	・長寿社会開発 ・平成元年 センターの整 11月発見 備		
くり推進事業 (元年度より)	 都道府県明る ・15都道所 い長寿社会づ 県 くり推進機構 	F ·国 1/2、都 道府県 1/2	
	の整備 ・高齢者の生き ・152 市 ^商 がいと健康づ 村 くり推進モデ	「・国 1/3, 都 道府県 1/3, 市町村 1/3	, .
	ル市町村事業	(国 1/3, 指定都市 2/3)	• -
老人クラブ助 皮費	老人クラブが行う各種の地域社 祉活動事業等に対する助成。	图 1/3, 都道 府県 1/3, 市 町村 1/3	129,600クラブ (会員 8,280,594人) (63年3月現在)
全国老人クラ ブ連合会助成 費	都道府県老人クラブ連合会。 町村老人クラブ連合会に対する 指導等及び都道府県老人クラフ 連合会に対する老人クラブ等で 動推進員のための助成。	5	活動推進員 116人 (都道府県、指定都市に各2名)
都道府県高齢 者総合相談セ ンター (シル バー110番)選 営事業	高齢者世帯の日常生活におい 直面する困りごと等に対応で る総合相談体制の確立を図る。	府県 1/2	○元年度より全都道府県に設置○元年12月25日から全国同一の #8080で電話相談ができる。 (参照P.242~P.243)
高齢者能力開 発情報センタ 一選営助成	おおむね65齢以上の者に対し、 その希望と能力に応じた適切。 仕事の斡旋等を行う。		A型 31か所 B型 70か所

(参照)明るい長寿社会づくり推進機構一覧

(参照)明るい長寿社会づくり推進機構一覧

(参照)明るい長寿社会づくり推進機構一覧 (平成元年度)

(参照)明るい設定は云づくり推進保存一覧 (平成元年度) 推進機構の所在地及び連絡先							
府県名	推進機構の名称						
	(BA) If the AL A HILLY I. A	住所	電話番号				
中央	(財)長寿社会開発センタ 一	〒105 東京都港区西新橋1-6- 13	03-503- 6876				
岩 手	(財)岩手県長寿社会振興 財団	〒020 盛岡市内丸10番1号 (岩手県生活福祉部高 齢化対策室内)	0196-51-3111 内線-2530				
秋田	(財)秋田県長寿社会振興 財団	〒010 秋田市旭北栄町1番5号 (秋田県社会福祉会館 内)	0188-64-2777				
栃木	(財)栃木県高齢者総合セ ンター	〒320 宇都宮市本町12番11号 (栃木会館 7 階)	0286-27-1122				
11 11	(財)富山県いきいき長寿 財団	〒930 富山市舟橋南町 5 番14 号	0764-32-6010				
長 野	(財)長野県長寿社会開発 センター	〒380 長野市若里1570-1 (長野県社会福祉総合 センター内)	0262-26-3741				
大 阪	(財)大阪府長寿社会推進 センター(仮称)	〒540 大阪市東区大手前之町 大阪府福祉部老人保健 福祉課	06-941-0351 内線-2442				
兵 庫	(財)兵庫県高齢者生きが い創造協会	〒675-01 加古川市平岡町新 在家風呂ノ下902番3 号	0794-24-3342				
和歌山	(財)和歌山県いきいき長 寿社会センター	〒640 和歌山市小松原通1丁 目1番11号 (大岩ビル6F)	0734-24-2141				
鳥取	ことぶき高齢者事業セン ター	〒680 鳥取市扇町21番地 (鳥取県社会教育福祉 会館内)	0857-21-1165				
島根	島根県明るい長寿社会づ くり推進機構	〒690 松江市北場町15番地 (島根県第三分庁舎内) 島根県社会福祉協議会	0852-21-4926				
徳 鳥	(財)とくしま"あい"ランド推進協議会	〒770 徳島市中昭和町1丁目 2番地 (徳島県立総合福祉セ ンター内)	0886-55-5080				
香川	(財)香川県長寿社会セン ター	〒760 高松市丸の内 2番25号 (香川県丸の内分庁舎 内)	0878-22-3338				
福岡	福岡県明るい長寿社会づ くり推進センター	〒810 福岡市中央区六本松1 丁目2番22号 (福岡県社会福祉セン ター内)	092-761-0747				
鹿児島	すこやか長寿社会運動推 進センター	〒890 鹿児島市鴨池新町1番 7号 (鹿児島県社会福祉センター内)	0992-51-3232				
沖 縄	(財)沖縄県長寿社会振興 財団	〒900 那覇市泉崎2丁目3番 2号 (明治泉崎ビル)	0988-33-1800				

(参照)各都道府県高齢者総合相談センター一覧

(参照)各都道府県高齢者総合相談センター一覧

(参照) 各都道府県高齢者総合相談センター一覧

都道府県高齢者総合相談センター	Œ	Ħ	电频音号
北海道高齢者総合相談センター	〒060 札幌市中央区北3条西7丁	目社会福祉総合センター内	011-251-2525
青森県高齢者総合相談センター	〒030 青森市新町2-4-36	青森県社会福祉会館内	0177-35-1165
岩手県高齢者総合相談センター	〒020 盛岡市若園町2-2	盛岡市総合福祉センター内	0196-25-0110
宮城県高齢者総合相談センター	〒980 仙台市青葉区本町1-4-39	宮城県総合福祉センター3階	022-265-1165
秋田県高齢者総合相談センター	〒010 秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館	0188-65-5511
山形県高齢者総合相談所	〒990 山形市小台川町2-3-31	山形郷総合社会福祉センター3階	0236-22-6511
福島県高齢者総合相談センター	〒960 福島市波利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター1階	0245-24-2225

	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		
表城県高齢者総合相談センター	〒310 水戸市千波町後川745	表域県立県民福祉センター	0292-43-8822
栃木県高齢者総合センター	〒320 字都宮市本町12-11	栃木会館 7 階	0286-27-1122
群馬県高齢者総合相談センター	〒371 前橋市大手町3-2-10	群馬県産業会館1階	0272-33-3111
埼玉県高齢者総合相談センター	〒330 大宮市吉敷町1-124	大宮合同庁舎内	048-648-0110
千葉県高齢者総合相談センター	〒280 千葉市長洲1-9-1	千葉県庁第2庁舎	0472-27-0110
東京都社会福祉総合センター	〒162 新宿区神楽河岸1-1	東京都社会福祉総合センター	03-269-4165
神奈川県高齢者総合相談センター	〒221 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	2神奈川県政総合センター	045-322-0110
新潟県高齢者総合相談センター	〒951 新潟市東中通1-86	新潟県社会福祉会館内	025-223-4165
富山県高齢者総合相談センター	〒930 富山市舟橋南町5-14	富山県社会福祉会館1階	0764-41-4110
石川県高齢者情報相談センター	〒920 全沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館1階	0762-24-0123
福井県高齢者総合相談センター	〒910 福井市光陽2-3-22	福井県社会福祉センター3階	0776-25-0294
山梨県高齢者総合相談センター	〒400 甲府市丸の内1-10-5	山梨県社会福祉会館3階	0552-31-0110
長野県高齢者総合相談センター	〒380 長野市若里1570-1	長野県社会福祉総合センター5階	0262-26-0110
岐阜県高齢者総合相談センター	〒500 岐阜市下奈良2-8-1	岐阜県福祉・農業会館内	0582-62-0110
静岡県高齢者総合相談センター	〒420 静岡市駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館	0542-53-4165
愛知県高齢者総合相談センター	〒460 名古屋市中区丸の内2-4-7	愛知県社会福祉会館内	052-202-0110
三重県高齢者総合相談センター	〒514 津市桜橋3-446-34	三重県津庁舎5階	0592-28-5000
滋賀県高齢者総合相談センター	〒520 大津市京町4-3-28	滋賀県厚生会館 2 階	0775-23-0110
京都府高齢者総合相談センター	〒600 京都市下京区岛丸通仏光寺	下ル第八長谷ビル 2階	075-371-0033
大阪府高齢者総合相談情報センター	〒565 吹田市山田北3-1	大阪府立老人総合センター内	06-875-0110
兵庫県高齢者総合相談センター	〒651 神戸市中央区御幸通8-1-26	三宮そごう新館2階	078-231-1616
奈良県高齢者総合相談センター	〒630 奈良市高畑町102 (分室・村	養原市今井町2-82-1)	0742-26-0110
和歌山県高齢者総合相談センター	〒640 和歌山市小松原通1-1-11	大岩ビル 6階	0734-23-1166
真取集ことぶき高齢者事業センター	〒680 鳥取市県町21	県民ふれあい会館	0857-21-1165
島根県高齢者総合相談センター	〒690 松江市北城町15	島根県第3分庁舎	0852-26-3737
岡山県高齢者サービス相談センター	〒700 岡山市石関町2-1	岡山県総合福祉会館内	0862-24-2525
広島県高齢者総合相談センター	〒732 広島市南区比給山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3434
山口県シルバー相談センター	〒753 山口市後河原町150-1	山口県庁分庁舎1階	0839-22-1211
徳島県高齢者総合相談センター	〒770 徳島市中昭和町1-2	徳島県立総合福祉センター4階	0886-54-8110
香川県高齢者総合相談センター	〒760 高松市丸の内2-25	香川県丸の内分庁舎1階	0878-23-4110
受援県高齢者総合相談センター	〒790 松山市道後町2-9-14	受成県老人児童福祉センター内	0899-26-0808
高知県高齢者総合相談センター	〒780 高知市本町4-1-37	高知県社会福祉センター1階	0888-75-0110
福岡県高齢者総合相談センター	〒810 福岡市中央区六本松1-2-22	福岡県社会福祉センター内	092-761-6161
佐賀県シルバー情報相談センター	〒840 佐賀市鬼丸町7-18	佐賀県社会福祉会館2階	0952-25-2565
長崎県シルバーサービス総合センター	〒850 長崎市江戸町5-9	松尾仁寿堂薬局ビル2階	0958-28-0110
盤本県高齢者総合相談センター	〒860 熊本市手取本町8-3	族本県福祉会館内	096-325-8080
大分県高齢者総合相談センター	〒870 大分市大津町2-1-41	大分界総合社会福祉会館内	0975-58-7788
宮崎県高齢者総合相談センター	〒880 宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター	0985-25-1100
CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE			
鹿児島シルバー110番	〒890 鹿児島市構造新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	0992-50-0110

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅱ 老人保健福祉
 - 2 老人福祉対策
 - (4) シルバーサービス

シルバーサービスの現状

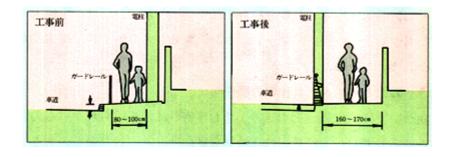
①シルバーサービスの現状

	事業内容	現状	組織化の状況	指導等
	常時10人以上の	全国 141か所	(社)全国有料老	・有料老人ホー
	老人を入所させ,	定員14,428人	人ホーム協会	ム設置運営指
有料老人ホー	給食その他日常	(昭和63.10.	(昭和57. 2	導指針
4	生活上必要な便	1現在)	月設立)	・社会福祉・医
	宜を供与する。			療事業団等に
				よる低利融資
在宅サービス				
・在宅介護サ	心身の障害によ	約20事業者程	全国在宅介護	· ·
ーヒス	り日常生活を営	度	事業協議会	
	むうえで支障が		(平成元. 11	-
	ある者を対象に、		月設立)	
	居宅において食			・ガイドライン
	事、排せつ等の			(昭和63.9月)
	介護を行う。		,	
				・社会福祉・医
・在宅入浴サ	入浴車を用いて,	約40事業者程	全国入浴福祉	
ーヒス	心身の障害によ	度	事業協議会	る低利融資
	り日常生活を営		(昭和63.9	(昭和63.10
	むうえで支障が		月設立)	月より)
	ある者を居宅に			
	おいて入浴させ			,
	ర .			
福祉機器、介	ギャジベッド,	約 1,000種類,		/
護用品	車椅子、紙おむ	4,000品目		
	つ等の製造、販	といわれてい		
	売、レンタル。	る。	/	

1) シルバーサービスの現状

<民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の流れ>

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の流れ



2) シルバーサービス振興会

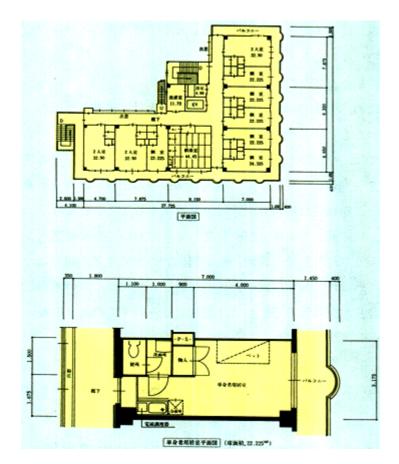
社団法人シルバーサービス振興会は,シルバーサービスを提供しょうとする我が国の企業等183社がシルバーサービスの健全な発展を期すために設立した団体である。

同振興会では、民間の自主的な取組として、シルバーサービスの質の確保・向上等その在り方についての調査研究及びシルバーサービスに関する情報の収集等の活動を行うとともに、シルバーサービスを提供する事業者の遵守すべき倫理綱領の策定が行われた。(昭和63年5月)さらに、平成元年7月には、安全性・倫理性・快適性等の観点から一定の基準に適合している良質なサービスや商品にシルバーマークを交付する「シルバーマーク制度」を在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについて実施したところであり、今後対象となる商品やサービスを順次拡大することとしている。

○ シルバーマーク制度

シルバーマーク制度は,社団法人シルバーサービス振興会が,良質なシルバーサービスとして必要な事項を基準として定め,この基準に適合していると認められたシルバーサービスに対してシルバーマークを交付するものである。

シルバーマーク認定証



現在,在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについて制度が実施されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare